## 第6号議案

流山都市計画運動公園南地区地区計画の変更について(付議)

都市計画運動公園南地区地区計画を次のように変更する。

<b>静川計画連動公園用地</b>	区地区計画を次のように変更する。
名称	運動公園南地区地区計画
位置	流山市中字小台、字市道、字谷及び字谷下、思井字下ノ内、字犬塚、字根可ら、字上ノ内、字桜山、字思井谷、字目皆田、字花輪、字堀ノ内及び字広田並びに芝崎字犬田、字勢至及び字堀込の全部の区域並びに中字中ノ台、字中屋敷及び字大屋敷、古間木字茱萸木谷、字芳賀殿及び字山王、思井字赤松、字柳田及び字宿畑並びに芝崎字塩辛田、字坂ノ下、字東前、字落合及び字大囲の各一部の区域
面積	約 78. 0ha
地区計画の目標	運動公園南地区は、つくばエクスプレス(常磐新線)整備と併せ、 運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業により流山市にお ける地域核として都市機能の一翼を担う商業・業務等の土地利用及 びそれらの機能や自然と調和した住宅市街地を育成する都市基盤 の整備が進められているところであり、流山市総合運動公園周辺の 緑地と調和した市街地の形成を目標とする。
区域の整備、開発及び保全に関する方針	(土地利用の方針) 次のとおり地区を区分し、地区の特性を活かした土地利用の方 針を定める。 〔戸建住宅地区〕 戸建住宅地区として低層住宅等を誘導するとともに、良好な居 住環境の形成を図る。 〔沿道市街地地区A、沿道市街地地区D〕 幹線道路に面し、沿道型の商業・業務施設等を誘導するととも に、良好な都市環境の形成を図る。 (建築物の整備の方針) 〔戸建住宅地区〕
	地区の環境を阻害する建物用途の制限を行うとともに、敷地の細分化の防止、ゆとりある街並みの形成及び緑あふれるまちづくりを図ることから、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の容積率の最高限度及び壁面の位置の制限並びにかき又はさくの構造の制限を行う。 [沿道市街地地区A、沿道市街地地区D] 地区の環境を阻害する建物用途の制限を行うとともに、敷地の細分化の防止、ゆとりある街並みの形成及び緑あふれるまちづくりを図ることから、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度及び壁面の位置の制限並びにかき又はさくの構造の制限を行う。

地	建	地区の	地区の名称	① 戸建住宅地区		
		区分地区の面積		約 49. 4ha		
		建築物等の用途の		次に掲げる建築物は、建築してはならない。		
		制限		①公衆浴場		
				②畜舎		
	築	建築物の敷地面積				
				135 m <sup>2</sup>		
		の最低限	文及	ただし、次の各号の一に該当する土地については、この限りでない。		
区				りてない。		
	物			当該規定に適合しないこととなる土地について、その全部		
	199			を一の敷地として使用するもの。		
				2現に建築物の敷地として使用されている土地で、当該規定		
				に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基		
				づいて建築物の敷地として使用するならば、当該規定に適		
	等			合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地と		
				して使用するもの。		
				3公益上必要な建築物の敷地で、市長がやむを得ないと認め		
整				たもの。		
		建築物の	の容積率の	,		
	に	最高限度	F	1 2 / 1 0		
		壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界		
				線までの距離は、1 m以上とする。ただし、次に掲げるもの		
				は、この限りでない。		
	関			1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が 3 m以		
				下である建築物の部分		
備				2出窓で、床面からの高さが30cm以上、かつ、周囲の外壁     からの水平距離が50cm以下のもので、見付面積の2分の		
				1以上が窓であること。		
				10年が記じめること。  3車庫等で、高さが3m以下、かつ、床面積の合計が30㎡		
	す			以下のもの。		
				4物置等で、軒の高さが2.3m以下、かつ、床面積の合計		
				が5㎡以下のもの。		
		かきマル	はさくの構	道路沿いに設けるかき又はさくの構造は、生垣又はこれに		
	7	造の制限	_ , ,,,	類する植栽とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りで		
1=	る	VE -> 10115	~	ない。		
計				1フェンス又はさくを設ける場合は、透過性のものとし、宅		
				地地盤面からの高さは、1.2m以下のもの。また、基礎		
				の高さは、宅地地盤面から40㎝以下とする。		
	事			2 門に附属する門袖が、コンクリート造又は補強コンクリー		
				トブロック造で、片側2m以内、かつ、道路面からの高さ		
				が1.2m以下のものとする。		
				3土地区画整理事業の工事及び土地区画整理事業による建築		
				物の移転等によるもの。		
画	項					

地	建	地区の	地区の名称	② 沿道市街地地区A	③ 沿道市街地地区D	
		区分	地区の面積	約 25. 1ha	約 3. 5ha	
X	築物	建築物等の用途の制限		次に掲げる建築物は、建築してはならない。 ①畜舎(動物病院及びペットショップ等で、動物の収容の用に供する部分の床面積の合計が15㎡以下のものを除く。) ②自動車教習所	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 ①畜舎(動物病院及びペットショップ等で、動物の収容の用に供する部分の床面積の合計が15㎡以下のものを除く。) ②自動車教習所 ③葬儀場	
	, .	建築物の	の敷地面積の	$135\mathrm{m}^2$		
整	等に	最低限度		ただし、次の各号の一に該当すない。 1 土地区画整理事業による仮換地規定に適合しないこととなる出地として使用するもの。 2 現に建築物の敷地として使用さる。 全 後、物の敷地として使用するが、	一る土地については、この限りで 也及び換地並びに保留地が、当該 上地について、その全部を一の敷 されている土地で、当該規定に適 所有権その他の権利に基づいて ならば、当該規定に適合しないこ 会部を一の敷地として使用するも	
		壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わ	 る柱の面から前面道路の境界線	
備	関			までの距離は、1 m以上とする。 の限りでない。 1 外壁又はこれに代わる柱の中 ある建築物の部分	ただし、次に掲げるものは、こ 心線の長さの合計が3m以下で	
	す			2出窓で、床面からの高さが30cm以上、かつ、周囲の外壁からの水平距離が50cm以下のもので、見付面積の2分の1以上が窓であること。 3車庫等で、高さが3m以下、かつ、床面積の合計が30㎡以下のもの。 4物置等で、軒の高さが2.3m以下、かつ、床面積の合計が5mパン下のもの。		
=======================================	る	かき又はさくの構造の制限		道路沿いに設けるかき又はさく る植栽とする。ただし、次に掲げ 1フェンス又はさくを設ける場合 盤面からの高さは、1.2 m以	な、透過性のものとし、宅地地 下のもの。また、基礎の高さは、	
	事			宅地地盤面から40cm以下とする。 2門に附属する門袖が、コンクリート造又は補強コンクリートブロック造で、片側2m以内、かつ、道路面からの高さが1.2m以下のものとする。 3土地区画整理事業の工事及び土地区画整理事業による建築物の移転等によるもの。		
画	項					

「区域、地区の区分は、計画図表示のとおり。」

理由:つくばエクスプレス沿線整備地域内の土地区画整理事業の進場と伴い、健全で合理的な土地利用及び良好な市 街地環境の形成を目指して、地区計画の変更を行うものである。

#### 流山都市計画地区計画の変更理由

運動公園南地区は、つくばエクスプレス流山セントラルパーク駅の南部に西平井・ 鰭ケ崎地区に接するように位置し、大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体 的推進に関する特別措置法に基づき、つくばエクスプレス(常磐新線)整備と合わせ て施行されている一体型土地区画整理事業により良好な居住環境を形成し、維持する 都市基盤整備が行われているところである。

当該地区は、流山市総合計画において、本市の地域核として位置づけられ、運動公園地区コミュニティの中心地区としており、また、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において、市野谷の森公園を緑地や水辺の核として位置づけ、自然環境との調和を図り、維持・保全に努めることを目標としている。

このような上位計画を受け、当該地区は、平成10年1月30日に市街化区域へ編入し、平成11年3月12日から千葉県による土地区画整理事業が施行されており、事業効果の維持を図り、健全で良好な市街地環境と魅力的な街並みを形成するとともに、保全していくことから、平成16年11月5日付けで一部に地区計画を都市計画決定した。

また、本地区の土地利用の動向等を考慮し、建築物等の用途の制限について、時代の流れと社会情勢を考慮し、良質なまちづくりの推進を図ることから変更を行った。

今回、当該土地区画整理事業の進捗に伴い、将来の土地利用計画に基づく、都市全体の観点から用途地域及び高度地区の変更とあわせて、地区の特性に応じたきめ細かい土地利用の実現を図るため、運動公園南地区地区計画の変更を行うものである。

### 新旧対照表

(新) 流山都市計画地区計画の変更(流山市決定)

•••	地区地区計画を次のように変更する。
名称	運動公園南地区地区計画
位置	流山市中字小台、字市道、字谷及び字谷下、思井字下ノ内、字犬塚、字根可ら、字上ノ内、字桜山、字思井谷、字目皆田、字花輪、字堀ノ内及び字広田並びに芝崎字犬田、字勢至及び字堀込の全部の区域並びに中字中ノ台、字中屋敷及び字大屋敷、古間木字茱萸木谷、字芳賀殿及び字山王、思井字赤松、字柳田及び字宿畑並びに芝崎字塩辛田、字坂ノ下、字東前、字落合及び字大囲の各一部の区域
面積	約 78.0ha
地区計画の目標	運動公園南地区は、つくばエクスプレス(常磐新線)整備と併せ、運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業により流山市における地域核として都市機能の一翼を担う商業・業務等の土地利用及びそれらの機能や自然と調和した住宅市街地を育成する都市基盤の整備が進められているところであり、流山市総合運動公園周辺の緑地と調和した市街地の形成を目標とする。
区域の整備、開発及び 保全に関する方針	(土地利用の方針) 次のとおり地区を区分し、地区の特性を活かした土地利 用の方針を定める。 [戸建住宅地区] 戸建住宅地区として低層住宅等を誘導するとともに、良 好な居住環境の形成を図る。 [沿道市街地地区A、沿道市街地地区D] 幹線道路に面し、沿道型の商業・業務施設等を誘導する とともに、良好な都市環境の形成を図る。
	(建築物の整備の方針) [戸建住宅地区] 地区の環境を阻害する建物用途の制限を行うとともに、敷地の細分化の防止、ゆとりある街並みの形成及び緑あふれるまちづくりを図ることから、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の容積率の最高限度及び壁面の位置の制限並びにかき又はさくの構造の制限を行う。 [沿道市街地地区A、沿道市街地地区D] 地区の環境を阻害する建物用途の制限を行うとともに、敷地の細分化の防止、ゆとりある街並みの形成及び緑あふれるまちづくりを図ることから、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度及び壁面の位置の制限並びにかき又はさくの構造の制限を行う。

#### (旧) 流山都市計画地区計画の変更(流山市決定)

都市計画運動公園南地区地区計画を次のように変更する。

郁巾計画運動公園用	也区地区計画を次のように変更する。
名称	運動公園南地区地区計画
位置	流山市中字小台、字市道、字谷及び字谷下、思井字下ノ内、字犬塚、字根可ら、字上ノ内、字桜山、字思井谷、字目皆田、字花輪、字堀ノ内及び字広田並びに芝崎字犬田、字勢至及び字堀込の全部の区域並びに中字中ノ台、字中屋敷及び字大屋敷、古間木字茱萸木谷、字芳賀殿及び字山王、思井字赤松、字柳田及び字宿畑並びに芝崎字塩辛田、字坂ノ下、字東前、字落合及び字大囲の各一部の区域
面積	約 78.0ha
地区計画の目標	運動公園南地区は、つくばエクスプレス(常磐新線)整備と併せ、運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業により流山市における地域核として都市機能の一翼を担う商業・業務等の土地利用及びそれらの機能や自然と調和した住宅市街地を育成する都市基盤の整備が進められているところであり、流山市総合運動公園周辺の緑地と調和した市街地の形成を目標とする。
区域の整備、開発及び 保全に関する方針	(土地利用の方針) 次のとおり地区を区分し、地区の特性を活かした土地利 用の方針を定める。 [戸建住宅地区] 戸建住宅地区として低層住宅等を誘導するとともに、良 好な居住環境の形成を図る。 [沿道市街地地区A、沿道市街地地区D] 幹線道路に面し、沿道型の商業・業務施設等を誘導する とともに、良好な都市環境の形成を図る。
	(建築物の整備の方針) [戸建住宅地区] 地区の環境を阻害する建物用途の制限を行うとともに、敷地の細分化の防止、ゆとりある街並みの形成及び緑あふれるまちづくりを図ることから、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の容積率の最高限度及び壁面の位置の制限並びにかき又はさくの構造の制限を行う。 [沿道市街地地区A、沿道市街地地区D] 地区の環境を阻害する建物用途の制限を行うとともに、敷地の細分化の防止、ゆとりある街並みの形成及び緑あふれるまちづくりを図ることから、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度及び壁面の位置の制限並びにかき又はさくの構造の制限を行う。

+	地   建   地区の   地区の名称   ①戸建住宅地区					
	<del>_</del>	区分地区の面積		約 49. 4ha		
			等の用途の	次に掲げる建築物は、建築してはならない。		
		制限	4 0 11 12 0	①公衆浴場		
		744 trili				
	築					
		建築物の	の敷地面積	1 3 5 m²		
		の最低降	限度	ただし、次の各号の一に該当する土地については、こ		
				の限りでない。		
区				1 土地区画整理事業による仮換地及び換地並びに保留		
	物			地が、当該規定に適合しないこととなる土地につい		
				て、その全部を一の敷地として使用するもの。		
				2 現に建築物の敷地として使用されている土地で、当該		
				規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他		
				の権利に基づいて建築物の敷地として使用するなら		
	等			ば、当該規定に適合しないこととなる土地について、		
				その全部を一の敷地として使用するもの。		
<b>→</b> /.				3公益上必要な建築物の敷地で、市長がやむを得ないと		
整				認めたもの。		
		建築物の	の容積率の			
	に	最高限度	度	1 2 / 1 0		
		壁面の個	立置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路		
				の境界線までの距離は、1m以上とする。ただし、次に		
				掲げるものは、この限りでない。		
	関			1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3		
	美			m以下である建築物の部分		
備				2出窓で、床面からの高さが30cm以上、かつ、周囲の		
l h#I				外壁からの水平距離が50cm以下のもので、見付面積		
				の2分の1以上が窓であること。		
	す			3 車庫等で、高さが3 m以下、かつ、床面積の合計が3		
	9			0 m <sup>2</sup> 以下のもの。		
				4物置等で、軒の高さが2.3m以下、かつ、床面積の		
				合計が5㎡以下のもの。		
		かき又り	はさくの構	道路沿いに設けるかき又はさくの構造は、生垣又はこ		
	る	造の制隆	限	れに類する植栽とする。ただし、次に掲げる場合は、こ		
計				の限りでない。		
				1フェンス又はさくを設ける場合は、透過性のものと		
				し、宅地地盤面からの高さは、1.2m以下のもの。		
				また、基礎の高さは、宅地地盤面から40㎝以下とす		
事。						
				2門に附属する門袖が、コンクリート造又は補強コンク		
				リートブロック造で、片側2m以内、かつ、道路面か		
				らの高さが1.2m以下のものとする。		
				3土地区画整理事業の工事及び土地区画整理事業による建築物の投転等によるよの		
画	項			る建築物の移転等によるもの。		

地	建	地区の地区の名称		①戸建住宅地区		
		区分地区の面積				約 55. 3ha
		建築物等の用途の制限				
				①公衆浴場		
		11.3124		②畜舎		
	築					
		建築物	の敷地面積	1 3 5 m²		
		の最低限度		ただし、次の各号の一に該当する土地については、こ		
_				の限りでない。		
区	d.Z.			1 土地区画整理事業による仮換地及び換地並びに保留		
	物			地が、当該規定に適合しないこととなる土地につい		
				て、その全部を一の敷地として使用するもの。		
				2 現に建築物の敷地として使用されている土地で、当該		
				規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他		
	<i>k</i> :k:			の権利に基づいて建築物の敷地として使用するなら		
	等			ば、当該規定に適合しないこととなる土地について、		
				その全部を一の敷地として使用するもの。		
整				3公益上必要な建築物の敷地で、市長がやむを得ないと		
<b>歪</b>				認めたもの。		
	に	建築物の容積率の		1 2 / 1 0		
	, _	最高限		·		
		壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路		
				の境界線までの距離は、1m以上とする。ただし、次に		
				掲げるものは、この限りでない。		
	関			1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3		
				m以下である建築物の部分		
備				2出窓で、床面からの高さが30cm以上、かつ、周囲の の時からの水平野酔が50cm以下のよので、見付西穂		
				外壁からの水平距離が50cm以下のもので、見付面積 の2分の1以上が窓であること。		
				3 車庫等で、高さが3 m以下、かつ、床面積の合計が3		
	す			0㎡以下のもの。		
				4物置等で、軒の高さが2.3m以下、かつ、床面積の		
				合計が 5 m 以下のもの。		
		ムキカ	はそくの性			
		かさ又は造の制度	はさくの構	道路沿いに設けるかき又はさくの構造は、生垣又はこれに類する植栽とする。ただし、次に掲げる場合は、こ		
	る	担の削り	以	れに 類りる 値 枚 とりる。 たたし、 次 に 拘りる 場		
計				1フェンス又はさくを設ける場合は、透過性のものと		
				し、宅地地盤面からの高さは、1.2m以下のもの。		
				また、基礎の高さは、宅地地盤面から40㎝以下とす		
	<b>才</b>			2門に附属する門袖が、コンクリート造又は補強コンク		
			リートブロック造で、片側2m以内、かつ、道路面か			
				らの高さが1.2m以下のものとする。		
		3 土地区画整理事業の工事及び土地区画整理事業				
画	項			る建築物の移転等によるもの。		
삗	尺					

地	建	地区の	地区の名称	②沿道市街地地区A	③沿道市街地地区D		
		区分	地区の面積	約 25.1ha	約 3.5ha		
	築	建築物等の用途の制限		次に掲げる建築物は、建築してはならない。 ①畜舎(動物病院及びペットショップ等で、動物の収容の用に供する部分の床面積の合計が15㎡以下のものを除く。)	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 ①畜舎(動物病院及びペットショップ等で、動物の収容の用に供する部分の床面積の合計が15㎡以下のものを除く。)		
区	物			②自動車教習所	②自動車教習所 ③葬儀場		
		建築物は最低限力	の敷地面積の 度		5 m <sup>2</sup> 当する土地については、この		
整	等			1 土地区画整理事業による仮換地及び換地並びに保留地が、当該規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用するもの。 2 現に建築物の敷地として使用されている土地で、当該規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権			
	に			利に基づいて建築物の敷地として使用するならば、当該 規定に適合しないこととなる土地について、その全部を 一の敷地として使用するもの。 3公益上必要な建築物の敷地で、市長がやむを得ないと認 めたもの。			
備	関	壁面の位	位置の制限	建築物の外壁又はこれに代境界線までの距離は、1 m以るものは、この限りでない。 1 外壁又はこれに代わる柱の			
	す			分の1以上が窓であること 3車庫等で、高さが3m以下 ㎡以下のもの。 4物置等で、軒の高さが2.	以下のもので、見付面積の2。、かつ、床面積の合計が30		
計	る	かき又はさくの構造 の制限		計が5㎡以下のもの。 道路沿いに設けるかき又は に類する植栽とする。ただし りでない。	さくの構造は、生垣又はこれ、次に掲げる場合は、この限		
	事			1フェンス又はさくを設ける場合は、透過性のものと宅地地盤面からの高さは、1.2m以下のもの。また基礎の高さは、宅地地盤面から40cm以下とする。2門に附属する門袖が、コンクリート造又は補強コンタートブロック造で、片側2m以内、かつ、道路面から高さが1.2m以下のものとする。			
画	項			3 土地区画整理事業の工事及び土地区画整理事業による 建築物の移転等によるもの。			

「区域、地区の区分は、計画図表示のとおり。」

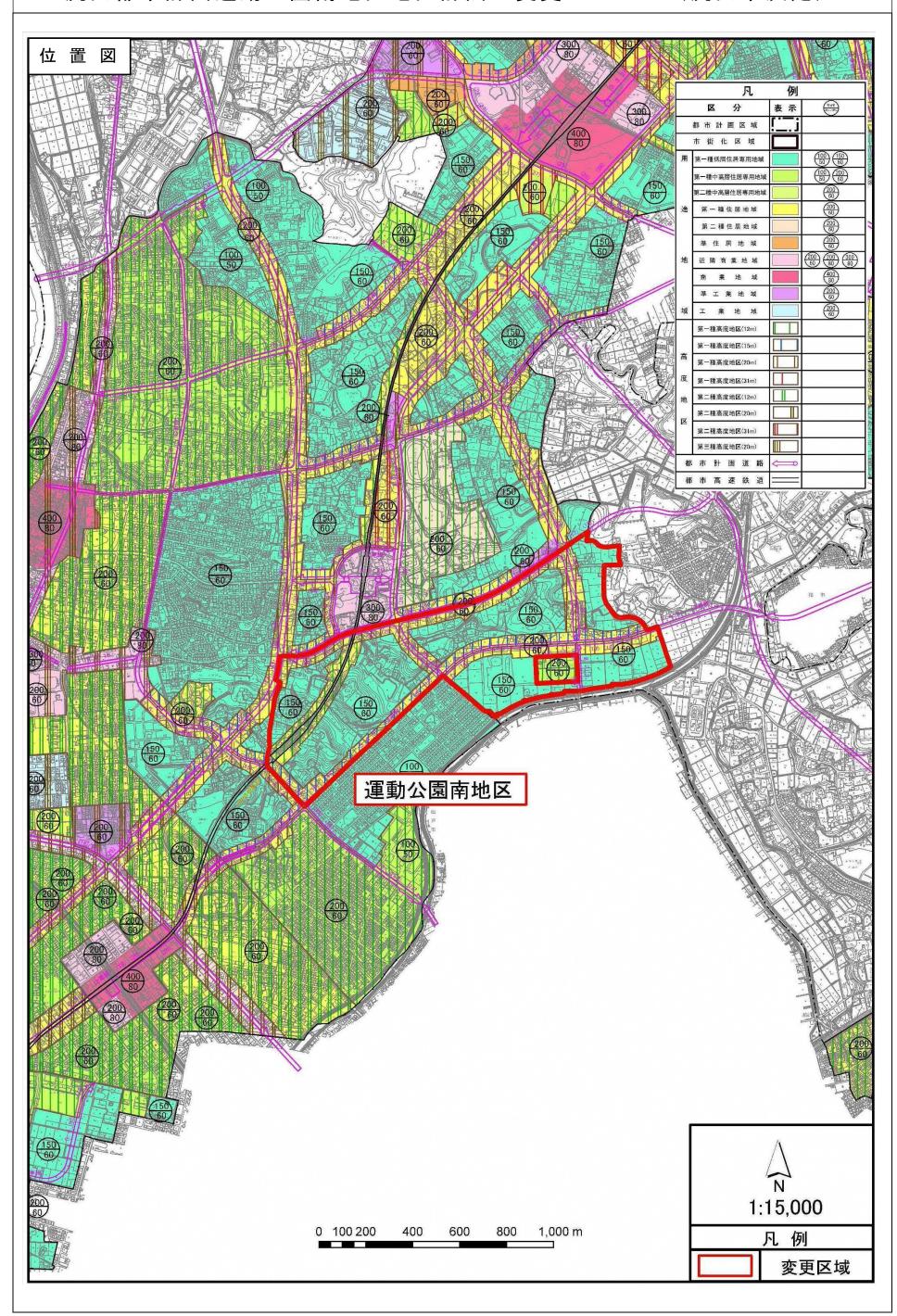
理由:つくばエクスプレス沿線整備地域内の土地区画整理事業の進捗に伴い、健全で合理的な土地利用及び良好な市街地環境の形成を目指して、地区計画の変更を行うものである。

地	建	地区の	地区の名称	②沿道市街地地区A	③沿道市街地地区D	
		区 分	地区の面積	<u>約 19.2ha</u>	約 3.5ha	
区	築物	建築物質	等の用途の制	次に掲げる建築物は、建築 してはならない。 ①畜舎(動物病院及びペット ショップ等で、動物の収容 の用に供する部分の床面 積の合計が15㎡以下の ものを除く。) ②自動車教習所	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 ① 畜舎(動物病院及びペットショップ等で、動物の収容の用に供する部分の収容の行の合計が15㎡以下のものを除く。) ②自動車教習所 ③葬儀場	
			の敷地面積の	1 3	5 m²	
整	等に	最低限力	变	限りでない。 1 土地区画整理事業による仮 が、当該規定に適合しない の全部を一の敷地として使 2 現に建築物の敷地として使 定に適合しないもの又は現 利に基づいて建築物の敷地	こととなる土地について、そ 用するもの。 用されている土地で、当該規 に存する所有権その他の権 として使用するならば、当該 る土地について、その全部を の。	
備	関	壁面の何	立置の制限	建築物の外壁又はこれに代境界線までの距離は、1 m以るものは、この限りでない。1 外壁又はこれに代わる柱の		
	する			以下である建築物の部分 2出窓で、床面からの高さが	30 cm以上、かつ、周囲の外以下のもので、見付面積の2。 、かつ、床面積の合計が30	
計	. 6.	かき又はの制限	はさくの構造	に類する植栽とする。ただし りでない。 1フェンス又はさくを設ける:	場合は、透過性のものとし、	
i <del>d</del> i	事項	全機の高さは、毛地地盤面から40cm以下とする。 2門に附属する門袖が、コンクリート造又は補強コートブロック造で、片側2m以内、かつ、道路面高さが1.2m以下のものとする。 3土地区画整理事業の工事及び土地区画整理事業				
画	乜			注来物の物物可によるもの。		

「区域、地区の区分は、計画図表示のとおり。」

理由:つくばエクスプレス沿線整備地域内の土地区画整理事業の進捗に伴い、健全で合理的な土地利用及び良好な市街地環境の形成を目指して、地区計画の変更を行うものである。

# 流山都市計画運動公園南地区地区計画の変更について (流山市決定)





# 運動公園南地区地区計画区域新旧対照図

## 流山都市計画地区計画の変更について(流山市決定)

